

飯岡中学校 いじめ防止基本方針

いじめについての基本的な考え方

いじめとは、生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより心身の苦痛を感じているものとする。インターネット等を通じて行われるものを含む。

- いじめを「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。
- いじめは絶対に許さない。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 家庭・学校。地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。



1 いじめ防止基本方針

- (1) 見逃さない。
- (2) 許さない。
- (3) 発生ゼロを目指す。
- (4) いじめ防止に関する意見は、職員・生徒等から幅広く聴取する。

2 いじめ等をなくす人間関係づくり

- (1) いじめ対策に関する教育の実践・充実に努める。
- (2) 生徒会、学級会での生徒によるいじめ防止活動への支援と充実に図る。

3 いじめ等解決への手だて・組織づくり

- (1) いじめ対策に関して共通理解・共通実践を図る。
- (2) いじめ対策部会を組織し、毎週水曜日に開催。
- (3) 情報交換、いじめアンケートの実施、いじめ対応状況等の把握に努める。
- (4) 教育相談を学期に1回実施。
- (5) 関係機関との連携の強化を図る。

4 いじめ等に関する研修

- (1) いじめへの指導方法等の研修を年3回実施。

【具体的な取り組み】

(1) いじめ対応に関して職員の共通理解を図り、共通実践をする。

- ①職員はいじめの定義やいじめを受ける生徒の心情を理解する。
- ②職員はいじめを許さない、いじめられている生徒を守る正義感を強く持つ。
- ③職員はいじめの発見に最大限の努力をし、些細なことも見逃さずに対応する。把握した場合には迅速に管理職及び生徒指導主事に報告する。生徒の生命・心身・財産に大きな被害が生じる等の重大事態発生の場合、管理職は迅速に隠蔽や虚偽なく旭市教育委員会に報告する。
- ④いじめをした生徒・保護者に対して毅然とした指導を行うとともに、いじめの指導において、被害者が報復を受けない手立てでしっかりと対応する。いじめをした生徒については、個に応じ教育相談や奉仕活動等の特別指導を行う。
- ⑤いじめを受けた生徒・保護者に対して正確で適切な情報提供や支援措置を行う。
- ⑥いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、観衆や傍観者に対しても人権意識・思いやり・正義感・実践力等を高める指導を行う。
- ⑥いじめ対策に関する教育の実践充実に努める。
- ⑦様々な機会にインターネット等に関するいじめ防止対策を行う。
- ⑧いじめの対応にあたっては、必要に応じて警察・法務局・児童相談所等の外部機関と連携を図る。
- ⑨いじめについての相談・通報・注意等は勇気ある行動として指導・支援する。
(はなす勇気・やめる勇気・みとめる勇気・とめる勇気)

(2) いじめ対策部会を組織する。

- ①いじめ対策年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ②毎週水曜日の午前中に定例会議を開催する。別にいじめ発生時に緊急会議を開催する。
- ③いじめアンケート結果、いじめ対応状況、生徒からの情報や観察結果、地域からの情報等様々な情報の収集・交換・記録・共有及びいじめ対応を行う。
- ④いじめ対応方法、対応経過や結果、対応後の経過観察結果、外部との連携、情報公開等の検討をする。

- ⑤生徒・保護者へのいじめ撲滅の啓発活動を推進する。
- ⑥守秘義務を徹底して遂行する。
- ⑦必要に応じて教育委員会・警察・法務局・児童相談所等の外部機関と連携を図る。
- ⑧いじめ相談窓口を設置し、周知を図り、相談に応じる。教育委員会や警察関係等、学校以外の相談窓口も掲示により生徒に周知する。
- ⑨必要に応じ、関係職員・生徒・専門家等の参加も求める。
- ⑩いじめ防止基本方針を学校だよりやHPで公表する。
- ⑪いじめ問題の取組を毎年保護者・生徒・職員で評価する。
- ⑫いじめ防止基本方針や手立てはPDCAサイクルに基づき絶えず見直しを行い改善する。

いじめ対策部	[主任]	生徒指導主事
	[教職員]	教頭・教育相談担当・安全主任・道徳主任・生徒指導担当
	[有識者]	スクールカウンセラー
	[相談窓口]	村上教諭・土屋教諭・福岡教諭
※必要に応じ、生徒・保護者・地域住民の参加を求める。		

(3) いじめ対策年間計画を作成する。

- ①いじめ防止に関する啓発講話（4月・9月・1月）
- ②いじめに関するアンケート調査（毎月月末）
- ③家庭訪問（5月）
- ④スクールカウンセラーによる1年生全員対象の教育相談（5月から）
- ⑤校長による全校生徒対象のグループ面談（5月から）
- ⑥命を大切にすることをキャンペーン（6月）
- ⑦生徒・保護者へのインターネット関連いじめ防止・情報モラル教室（6月・8月）
- ⑧学校だよりによる保護者へのいじめ防止啓発活動（6月・10月・2月）
- ⑨教育相談週間（6月・11月）
- ⑩小学校との情報交換会（4月・3月）

(4) いじめを未然に防止する。

- ①学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ②生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に努める。
- ③道徳教育、いのちを大切にすることをキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等を計画的・組織的に行う。
- ④生徒の自発的な活動（自己有用感を高めるボランティア活動・生徒会のいじめ防止活動等）を推奨・支援する。
- ⑤本校生徒の実践目標である「一日一善」を実践し、他を尊重し、助け合う中で楽しく学校生活を送ることで、いじめが発生しにくい環境づくりをする。
- ⑥過度の競争意識を持たせる、勝利至上主義になる、生徒のストレスを高める等のことは避ける。

(5) いじめの発見・把握に努める。

- ①いじめに関するアンケート調査を毎月1回、定期の教育相談を年2回実施する。更にそれらが必要に応じて随時実施する。
- ②授業中、休み時間、放課後等様々な時間や場での生徒の人間関係や行動を把握する。
- ③被害者の保護を第一に考え、より深刻な状況に陥らないように細心の注意を払いながら対応をすすめる。
- ④アンケートや調査結果、対応方法について速やかに全職員間の共通理解を図る。
- ⑤アンケートや調査結果、対応方法についていじめ対策部会へ報告する。

(6) いじめ対策に関する理解を深める。

- ①いじめ対応に関する研修を年3回実施する。
- ①いじめの定義や関係法規等を共通理解する。
- ②いじめを受ける生徒、する生徒の心情等への理解を深める。
- ③職員がいじめ対応の姿勢の共通理解をする。
(いじめを許さない・正義感を強く持つ・毅然とした指導をする・いじめの発見に最大限の努力をする・些細なことも見逃さず対応する・教職員の不適切な発言や体罰はいじめを助長するものとして行わない等)
- ④いじめの指導方法への理解の深化を図る。
(いじめの未然防止や発見の方法・被害者が報復を受けない手立て・いじめを受けた生徒や保護者に対する支援方法・いじめをした生徒や保護者への指導方法等)
- ⑤いじめ対策に関する教育（道徳・人権・ふれあい・福祉・情報等）の指導方法や啓発方法への理解の深化を図る。